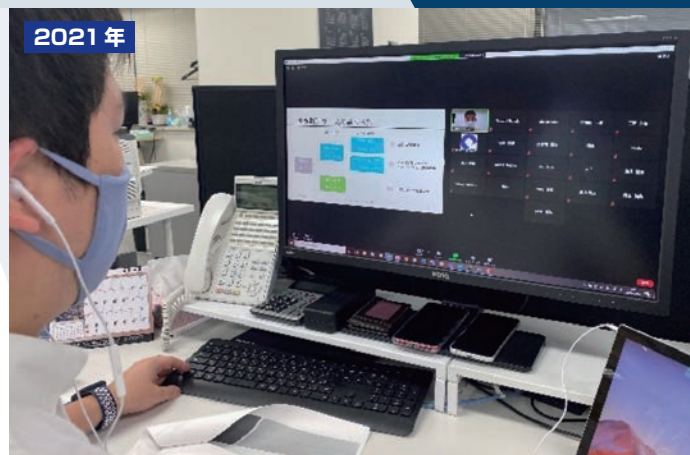


研修の移り変わり



2016年



2021年

弊社では3か月に1度、グループ全体で研修を行っております。この1年はWebミーティングツールの普及により、研修の方法が大きく変わりました。以前は研修と言えば集合研修でしたが、現在はWeb研修を導入しています。ブレイクアウトルーム機能により、グループワークも可能です。今回はロジカルシンキングをテーマに、あらゆる問題に対して「思い込み」や「即断」を排除した俯瞰的な視点で物事を検討するトレーニングを行いました。

TOPICS トピックス

■ 新社員紹介 アーク&パートナーズの新しい仲間を紹介します！



菅原 実奈

所属:税理士法人
入社年月日:令和3年3月1日

● 入社のきっかけを教えてください

前職で税金の納付手続き自体をする機会はありませんでしたが、実際のような流れで納付に至っているかまでは中々触れる機会がなく、税の知識をつけていきたいと思ったからです。また今まではB to Cの接客がメインだったこともあり、B to Bの業界で経験を積んで、より社会の仕組みや流れについて深く学んでいきたいと思ったからです。

● これまでどのようなことをしてきましたか？

中央労働金庫にて窓口業務を行っていました。

● 仕事をしていてやりがいを感じる時は？

まだまだ未熟なので回答が難しいですが、今までほとんど知らなかった税金のしくみや流れを学んでいるときです。早く知識を身に付けて担当するお客様に貢献できるようになりたいです。

● 座右の銘を教えてください

とりあえずやってみる！

(転職活動中は先が見えず不安でいっぱいでしたが、ご縁があってアークに入社することになり、恵まれた環境で働くことができ転職してよかったと思っています！(笑))

● 最後に意気込みを！

1日でも早く一人前になれるよう精進していきますのでご指導よろしくお願いたします。



長谷川 貴俊

所属:税理士法人
入社年月日:令和3年3月16日

● 入社のきっかけを教えてください

以前の職場の金融機関に勤めていた際に、会社を経営している方や個人事業主の方、またその経理に携わっている方の多くが税務・会計について何かしらの悩みや不安を抱えていることに気づきました。そういった悩みや不安を解消する手助けをする仕事がしたいと考え、また弊社が最新の専門的な知識を学ぶことができる環境だと思い、入社を決めました。

● これまでどのようなことをしてきましたか？

地元栃木の大学を卒業後、都内の地域金融機関に渉外担当として勤め、事業性融資の提案や住宅ローンを始めとする個人向けローンの提案、その他国債・投資信託の販売や家計相談等金融サービス全般に携わる仕事を経験してまいりました。

プライベートでは映画館でアルバイトをしていたことがあり、今でも映画館に行き、主に洋画を観ています。

● 仕事をしていてやりがいを感じる時は？

お客様のお役に立てたと実感できた時に、大きなやりがいを感じます。

● 座右の銘を教えてください

本は表紙じゃわからない

● 最後に意気込みを！

未熟者ではありますが、これからも新しい知識を学び続け、お客様のお役に立てるよう精進してまいります。よろしくお願いたします。



税理士法人
代表・税理士 内藤 克

妻への業務委託は経費になる？

最近、働き方改革も「雇用契約の範囲」を超えて「業務委託契約」を制度として取り入れる会社も増えてきており、より働き方の選択肢が広がっているといえます。

税務上、個人事業主になると自ら確定申告をしなければならないため、まず最初に「どこまで経費になるのですか？」という質問が相次ぎます。「法人税」は諸外国が日本に進出することから改正の圧力がかかりやすく世界標準に近づきやすいのですが「所得税」や「相続税」は国内の財政面からの改正が多く限度額を調整するものが多くなっているため、昭和25年のシャープ勧告以来、根本的な考え方が変わっていない規定が多く存在しています。

特に皆さんの感覚とズレるのが「配偶者などの同一生計親族への支払い」です。妻所有の家屋を借りて夫が商売をしていた場合、妻へ支払う近隣相場の家賃や、夫が妻からお金を借りて事業を行った場合の妻への支払い利息は必要経費になりません。そして事業を手伝ってくれている妻への給料も必要経費になりません（専従者給与という特例はあります）。もちろん受け取った妻は所得税の対象外ですのでデメリットがないように見えますが「所得の高い夫の経費否認」と「所得の低い妻の課税対象外」では税率が異なるので税額のインパクトが異なります。

さらに「弁護士である夫が、自分の確定申告を税理士である妻にお願いして報酬を払ったら必要経費として否認された」という判例もあります（最高裁平成17年7月5日）し、「弁護士である夫が弁護士である妻に共同受任の報酬として支払った報酬が必要経費にならない」という判例もあります（平成16年11月2日）。いずれも支払いが高額であったという理由ではなく、「同一生計親族への支払いであった」ためなのです。

いまから70年前、こんなに女性が社会進出するとは想像できなかったのかもしれませんが、何とかしてほしいものです。



社会保険労務士法人
社労士 戸澤 摂子

コロナ後の働き方

コロナワクチン接種が順調に進んでいるアメリカでは、大手企業を中心にコロナ後の働き方を決め始めているようです。コロナ禍でも記録的な業績を上げたアメリカ大手のIT企業の動向としては、「出社と在宅を組み合わせた「ハイブリッド型」勤務が主軸になる」と報道されていました。

場所を選ばずに働くことが可能なIT業界では、完全な在宅勤務が主軸になると想定していた私としては少々意外でした。出社しなくても業績を十分に上げられることが分かっただけでなく、世界中から優秀な人材を集めることができるという新たな可能性も見出された在宅勤務ですが、一方で出社する意義も改めて見出されました。米IT企業アップルのティム・クック CEOは、「その場にお互い一緒にいることは、依然として非常に重要だというのが私の直感だ。なぜなら、生み出されるコラボレーションというのは、いつも計画的に起こるわけではないからだ。」とインタビューに答えていました。

このインタビューを聞いて、私は入社した当時を思い出しました。知識・経験不足の私の成長を促したのは、先輩方の電話でした。先輩方がお客様と話している電話に聞き耳を立て、理解できないところがあれば調べ、同じような質問を受ければ真似をして回答したりしました。どんな書籍を目で追うよりも、生のやり取りが勉強になると実感した記憶があります。当時は何も思っていないかもしれませんが、これは出社していたからこそ得られたものだとなつて気づきます。一方、在宅勤務は集中が必要な業務は非常に効率上がること、家庭の事情で出社が難しい場合でも労働時間を確保できることなど、今までは諦めていたことに可能性があると気づきました。

業種にもよりますが、出社・在宅それぞれに可能性があり、コロナ後は出社と在宅混合の「ハイブリッド型」の勤務が日本も増えていくだろうと考えます。今後はハイブリッド型の労務管理を検討していかなければと思っています。



司法書士事務所
司法書士 西田 誠

相続登記義務化へ

2021年4月28日、相続登記の義務化を盛り込んだ民法や不動産登記法の改正法が公布されました。2024年の施行が予定されているようですが、今回は相続登記の義務化のポイントをまとめてみました。

①不動産の登記名義人について相続の開始があったときは、相続の開始を知りかつ、当該所有権を取得したことを知ったときから3年以内に登記申請をしなければならなくなりました。これを怠った場合は10万円以下の過料に処せられます。この相続登記には新設された「相続人申告登記」も含まれます。

相続人は3年以内にこの「相続人申告登記」をすれば、その義務を免れますが、その後遺産分割によって所有権を取得したときには、遺産分割の日から3年以内に所有権移転の登記申請をしなければなりません。これを怠った場合も同様に10万円以下の過料に処せられます。

②不動産の登記名義人の氏名、名称又は住所に変更があったときは、その変更があった日から2年以内にその変更登記をしなければならなくなりました。

これを怠ったときは5万円以下の過料に処せられます。

現在は、不動産の登記名義人の住所と実際の住民票の住所が違うケースが多く見受けられます。しかし本人にとっては、これといった不都合も感じられませんでした。なぜなら、何度も住所を変更していても、その不動産を売買するときなどに、所有権登記名義人住所変更の登記をすれば事足りていたからです。今後は、自分の所有する不動産の住所氏名が実際と同じかどうかを確認しておくことが必要になるでしょう。

③不動産を取得する者が海外居住者の場合、その国内における連絡先となる者の氏名又は名称等の申告及び登記が必要になります。連絡先としては国内に住所をもつ第三者も承諾を得て指定することができ、第三者の氏名又は名称、住所を登記することができます。この仕組みにより不動産を取得している海外居住者との連絡がより取りやすくなることでしょう。



ツキザキ・コンサルティング・オフィス
事業承継プランナー 月崎 暁

後継者にとっての 事業承継の意義を考える

中小企業庁が「事業承継5ヵ年計画」を策定してから約4年が経過していますが、経営者の高齢化が進む中で事業承継についての相談は、税務対策以外では今ひとつ増えていないようです。事業承継に関する経営者の問題意識は潜在化していると考えられています。

一方、2020年8月の帝国データバンクの意識調査では、事業承継を行う上で苦労した事を「後継者の育成」としている割合が48.3%とトップを占め、また、これから事業承継を行う企業でも55.4%が後継者の育成を苦労しそうな事としてトップにあげています。また、日本政策金融公庫総合研究所が2019年10月に行ったインターネットによるアンケート調査でも後継者が既に決まっている企業の32.0%が、事業承継の際の問題として「後継者の経営能力」をあげており、これも問題のトップに位置しています。

事業承継の課題は多様ですが、後継者の育成は重要です。育成法として経営者との並走や他社経験が多いようですが、体系的に育成するアプローチも必要です。経営計画は、PDCAサイクルを軸に進め体系立っていますが、奥は深く、社員が仕事を自分事のできる組織文化が醸成できるかが鍵です。経営計画の推進は経営力育成の重要な手段だと考えます。

若い人にとって家業を継ぐことを「カッコが悪い」と受け止める向きがあるようです。しかし、若い時期に経営経験を積むことは、貴重なキャリアにもなります。寧ろ家業があるからこそ早期に経営の体験できるわけで、普通の会社員は長い昇進の階段を登り会社人生の後半に漸く経営の仕事に就けるかどうかという状況です。事業承継で従業員の雇用を守ることと共に、後継者にとって意義あるものにするのが、後継者難の一つの解決策でもあるように思います。若いアツギがチャレンジできる環境を作っていきたいと思っています。

<編集発行>



for The Value Stage
アーク&パートナーズ®

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階
税理士法人 TEL: 03-6551-2535/FAX: 03-6551-2534
社労士法人 TEL: 03-6551-2540/FAX: 03-6551-2541
司法書士事務所 TEL: 03-6551-2533/FAX: 03-6551-2534
<http://s-arc.com/>

税理士法人・社労士法人は
Facebookにて
最新情報をお届けしております。



お待ちしています♪

